

本学における知的財産の管理と活用について

北海道公立大学法人札幌医科大学
附属産学・地域連携センター
知的財産管理部門

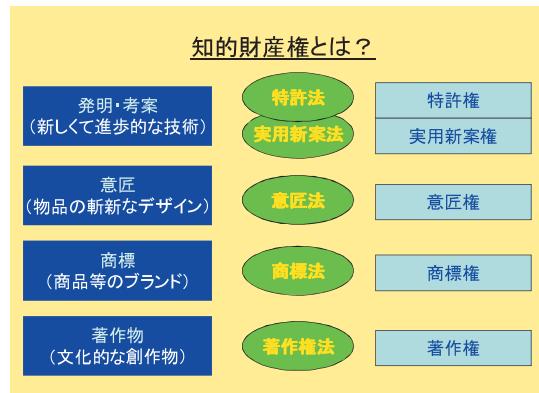
1. 大学の知的財産管理部門について

日本政府は科学技術創造立国を目指す中で、大学・公的研究機関による知的財産の積極的な創出に期待している。このため、大学等においては、知的財産の取得に向けた研究者の教育やインセンティブ付与、知的財産管理のための費用・人材の確保や体制の整備等が行われている。本学でもこの潮流に乗り、平成14年12月における知的財産管理部門準備室の設置を端緒に、学内の知的財産に関するインフラストラクチャー整備を行ってきた。まず、知的財産ポリシー、勤務発明規程等を整えて、平成17年4月から研究者の発明を職務発明とし、北海道が承継した上で、大学が管理するシステムを開始した。平成19年4月からは、大学の独立行政法人化に伴い、権利の帰属先を大学として付属産学地域連携センターにおいて管理・活用を図っている。

2. 知的財産権とは何か

知的財産権とは、知的財産基本法で述べられているように、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。このような権利の存在によって、せっかく生み出された創造の成果を無断で模倣されないよう、第三者を牽制することができる。

大学研究者から生まれる研究の成果は特許権に関係するものが多い。但し、特許を取得するためには、新規性、進歩性、実施可能性などの要件を満たすことが必要となる。



3. 特許権取得の手続きについて

研究成果が発明に至った場合、その対象について、特許性についての判断と、特許権を取得する意味についての判断がなさるべきである。出願に値する発明については、特許明細書の作成、特許庁への出願や中間処理（審査への対応）、登録に関する手続きについて、然るべき特許事務所に依頼を行う。また、出願に係る発明については、技術移転先を検討したり、開発に向けた共同研究を検討することも必要である。これらのステップについては、発明を承継した大学が研究者に代わって行うシステムになっている。

[課題1] 医学の進展において、特許はどのような役割を果たすか。

[課題2] 特許を取得するためには、どのような手続きが必要か。
